

令和 8 年度 第 26 号

玉城町水道事業検針業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

玉城町水道事業

公募型 プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨

本要領は、玉城町水道事業が発注する「玉城町水道事業検針業務委託」について、業務の実施に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 目的

本業務は、業務の効率化及び利用者サービスの向上を図り、将来にわたり安全で安定した水道事業の運営を継続することを目的とする。

業務の概要

(1) 業務名 玉城町水道事業検針業務委託

(2) 委託期間

ア 履行期間は契約締結日から令和11年3月31日までとする。

イ 委託業務は令和8年10月6日から令和11年3月31日までとする。

なお、令和8年10月6日から令和8年10月31日までは、業務準備期間とする。

(3) 委託金額の上限（年額の上限、消費税相当額含む）

令和8年度 12,500,000 円

※ 初年度は、上記金額のうち6か月分を算出すること。

令和9年度 12,500,000 円

令和10年度 12,500,000 円

(4) 業務内容

別添「玉城町水道事業検針業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおりとする。

(5)支払方法

業務委託料の支払方法については原則月払いとする。

3 選定方式

書類審査とプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる事業者等の資格については、以下のすべての要件を満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和8年度の玉城町入札参加資格者名簿に登載されており、「事務事業委託」若しくは、「調査検査業務・上下水道調査」の入札参加資格を有していること。また、三重県内において国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立がなされている場合、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の再生手続きの申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者、又は申し立てがされなかった者とみなす。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員・代理人・支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。

- (7) 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する公的認証を取得していること。
- (8) 過去10年以内(平成28年4月1日～令和8年3月31日)において給水人口1万人以上の水道事業体における検針業務について、2箇年以上にわたり履行実績を有する者であること。

5 プロポーザル実施スケジュール

	内容	日付
1	参加募集(公告日)	令和8年9月4日(金)
2	参加申込書等の提出期限	令和8年9月17日(木)
3	参加資格審査結果の通知	令和8年9月18日(金)
4	業務提案書の作成に係る質問書受付期間	令和8年9月4日(金)から 令和8年9月10日(木)まで
5	業務提案書の作成に係る質問の回答期限	令和8年9月15日(火)
6	業務提案書、提案見積書等の受付期間	令和8年9月16日(水)から 令和8年9月28日(月)まで
7	プレゼンテーション実施の通知	令和8年9月29日(火)
8	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年10月5日(月)
9	選定結果の通知	令和8年10月6日(火)
10	契約締結	令和8年10月6日(火)
11	業務履行に関する準備期間	令和8年10月6日(火)から 令和8年10月31日(土)まで
12	業務開始	令和8年11月20日(金)

6 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和8年9月4日(金)から令和8年9月10日(木) 正午まで(必着)

※土・日曜日・祝日を除く、平日の午前8時45分から午後4時30分まで

※様式については、当町公式ホームページに掲載したものをダウンロードし使用すること。(窓口での配布は行わない)

(2) 質問の方法

質問書(様式2)に内容を記載し、「連絡先及び提出先」に記載の窓口へ電子メールにて提出すること。なお、電子メールの件名を「玉城町水道事業検針業務に係る質問」とし、送信後、必ず玉城町上下水道課へ電話により着信の確認をすること。
※電話や来訪等、口頭による質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

一括してとりまとめ、当町公式ホームページにのみ掲載する。

(4) 回答日

令和8年9月15日(火)午後

7 プロポーザル参加申込書の提出期限等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の書類1部を期限までに提出するものとする。

提出書類	様式等
1. 参加申込書	様式第1号
2. 企業概要	様式第3号
3. 履行実績	様式第4号
4. 国税及び地方税を滞納していないことが確認できるもの	納税証明書その3の3(法人税・消費税及び地方消費税)及び地方税(業者の所在地の法人住民税)を滞納していないことが確認できるもの

(2) 提出期限

令和8年9月17日(木)午後4時30分まで(必着)

※土・日曜日・祝日を除く、平日の午前8時45分から午後4時30分まで

※様式については、当町公式ホームページに掲載したものをダウンロードし使用すること。(窓口での配布は行わない)

(3) 提出場所

「13 連絡先及び提出先(事務局)」宛て

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留等) 郵送で提出する場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までの必着とする。また、玉城町上下水道課へ受理の確認を行うこと。

8 企画提案資料の提出及び期限等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の書類 1 部を期限までに提出するものとする。

ア 企画提案書提出届 (様式 5)	・代表者印を押印すること。
イ 業務実施体制表 (任意様式)	日本工業規格 A4 用紙を使用。 本業務の実施体制を図表等に示し、業務全般の責任者及び業務従事者等の各個人の経験年数、保有資格、役職、担当業務内容等を記載すること。
ウ 業務提案書 (任意様式)	日本工業規格 A4 用紙を使用。 横書きとする。 左綴じ(図表等の場合は A3 可、折込み必要)。 ページ数：両面印刷 16 ページ以内で作成すること。(表紙含む,A4 換算, 着色可)。 業務提案書等の各ページには表紙を除きページ番号 (通し番号) を記載すること。 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) によること。
エ 業務実施工程表 (任意様式)	・日本工業規格 A4 用紙を使用。(1 枚) ・工事の実施工程を記載すること。
オ 見積書 (様式 6) ※正本を 1 部提出	・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を控除した額を見積書に記載すること。 ・見積書は、封筒に入れ、工事名、会社名を記載し、割印をすること。

(2) 提出部数

正本 1 部 (要押印)、副本 6 部 計 7 部

※見積書、見積内訳書は正本 1 部

(3) 提出期限

令和 8 年 9 月 28 日 (月) 正午まで (必着)

※土・日曜日・祝日を除く、平日の午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで

※各種様式については、当町公式ホームページに掲載したものをダウンロードし使用すること。(窓口での配布は行わない)

(4) 提出場所

「13 連絡先及び提出先(事務局)」宛て

(5) 提出方法

持参又は郵送 (簡易書留等)

郵送で提出する場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までの必着とする。また、玉城町上下水道課へ受理の確認を行うこと。

(6) 留意事項

ア 提出する提案は、参加者 1 事業者につき 1 提案とする。

イ 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

ウ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

9 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された提出書類とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し決定する。

提案事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。映像機器やパソコン等を使用する場合は令和 8 年 9 月 14 日(月) 午後 4 時 30 分までに玉城町上下水道課に連絡すること。(スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルは当町にて用意する)

ただし、映像内容は企画内容と合致したものであること。企画提案書の変更・追加は原則的に認めないものとする。

(2) 評価基準

- ① 業務実績
- ② 業務実施体制
- ③ 業務提案内容

- ④ 業務実施工程
- ⑤ その他
- ⑥ 見積金額

<審査項目・評価基準表>

審査項目	全体に占める割合	評価基準
① 業務実績	5/100	別紙 1 参照
② 業務実施体制に関する提案	10/100	別紙 1 参照
③ 業務提案内容 仕様書「7. 業務の内容」 に記載された項目に関する提案	50/100	別紙 1 参照
④ 業務実施工程	15/100	別紙 1 参照
⑤ その他	10/100	別紙 1 参照
⑥ 見積金額	10/100	別紙 1 参照

10 プレゼンテーション

プレゼンテーションは、以下の内容で実施するものとする。なお、欠席した場合、審査及び選定から除外する。

(1) 開催日

日時：令和 8 年 10 月 5 日 (月)

※開催場所や時間は、業務提案者に別途通知する。

※プレゼンテーションは、原則対面方式とする。

(2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は 1 事業者 25 分

※なお、時間配分は、プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分とする。

(3) 順番

順番は、原則、企画提案書の受付番号順とする

(4)出席者

出席者は、説明者を含めて4名以内とする。

※プレゼンテーションは原則として本業務を担当する予定の者が行うこと。

なお、複数人で説明を分担しても差し支えない。

(5) 実施内容

プレゼンテーションは、提案書の説明、質疑応答を行うものとする。また、プレゼンテーション説明用にパワーポイントを使用することは可能とするが、新たな配布資料は禁止とする。

(6) 審査結果

令和8年10月6日(火)正午までに当町公式ホームページにのみ掲載する。

(7) 契約予定者の選定

- 総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。
- 当該契約予定者がやむを得ず辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。
- 提案者が1事業者のみの場合でも内容の審査を行い選定の可否を決定する。ただし、各審査員の評価点の合計点が満点の60%に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。
- 審査結果についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

11 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。最優秀提案者がそれに該当した場合は、発注者は最優秀提案者の次に評価が高いものを受注者に選定することができるものとする。

- (1) 提案書を提出期限までに提出しなかった場合。
- (2) 本実施要領に示されたプロポーザルが参加要件を満たさない場合。
- (3) 審査員に対して、故意に接触を求めること。
- (4) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (5) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

- (7) 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合。
- (8) 参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (9) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が確認された場合。
- (10) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルで提出された提案書の内容については、原則、確実に履行できるものとする。なお、受注者側の責により提案書に記載した内容を履行出来なかった際に生じる損害については、原則、受注者が負うものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る経費等は、すべて提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を当町に請求することはできないものとする。
- (3) 本プロポーザルを辞退する場合は、令和8年9月15日(火)までに辞退届(様式自由)を玉城町上下水道課に持参、FAX、又は郵送により提出すること。なお、玉城町上下水道課へ受理の確認を行うこと。
- (4) 提出書類の著作件等の取り扱いについては、提案者に帰属するものとするが、当町が参加者の承諾を得た場合には、本実施要領に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 当町が配布する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (6) 提出書類等は、提案者に無断で本プロポーザル以外には使用しないものとする。
- (7) 本事業の契約が成立するまでの間に選定された最優秀提案者が本実施要領に秘めされた失格事項に該当することとなった場合は、当該提案者と契約の締結を行わない措置を講ずることができる。
- (8) 本プロポーザルの震災内容及び審査結果その他のプロポーザルに対する異議申し立てはできないものとする。
- (9) 提出された提案資料等については、玉城町情報公開条例(平成11年玉城町条例第17号)に基づき情報公開の対象となる。
- (10) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている

事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

- (11) プレゼンテーション及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (12) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、玉城町個人情報保護法施行条例(令和5年玉城町条例第1号)を遵守すること。
- (13) 成果物の著作権の全部(著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む)は、玉城町に帰属するものとする。
- (14) その他必要な事項は、玉城町会計規則(平成9年玉城町規則第10号)の規定によるものとする。
- (15) 本実施要領に定めるもののほか、本事業の契約内容に関しては、日本国の関係法令及び町条例規則等の定めるところによるものとする。
- (16) 契約候補者は仕様書を作成し、当町と協議を行い、業務内容を明確にした上で契約するものとする。合意に至らない場合は、時点候補者と同様の協議を行うものとする。

13 連絡先及び提出先(事務局)

〒519-0495

三重県度会郡玉城町田丸 114 番地 2

玉城町役場 上下水道課 担当：真砂、里中廉

TEL 0596-58-8207

FAX 0596-58-9475

E-mail jyouge-t@town.tamaki.lg.jp